

市第9号議案 横浜市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備、運営等の基準に関する条例等の一部改正について

1 提案理由

令和3年3月23日に「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令」が公布されました。

そのため、本市の関係条例の一部を改正します。

2 改正する条例

- (1) 横浜市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備、運営等の基準に関する条例（平成24年12月条例第64号）
- (2) 横浜市指定障害者支援施設等の人員、設備、運営等の基準に関する条例（平成24年12月条例第65号）
- (3) 横浜市障害福祉サービス事業の設備及び運営の基準に関する条例（平成24年12月条例第66号）
- (4) 横浜市地域活動支援センターの設備及び運営の基準に関する条例（平成24年12月条例第67号）
- (5) 横浜市福祉ホームの設備及び運営の基準に関する条例（平成24年12月条例第68号）
- (6) 横浜市障害者支援施設の設備及び運営の基準に関する条例（平成24年12月条例第69号）

3 改正の概要

(1) 電磁的記録による記録【全条例】

指定障害福祉サービス事業者等における諸記録の作成、保存等について、原則としてパソコンで作成したファイルや、スキャナ等で読み取ったPDFファイルなど、電磁的記録による対応を認めるものとします。

(2) 電磁的方法による対応【全条例】

利用者の利便性向上や事業者等の業務負担軽減の観点から、利用者等への説明、同意等のうち、書面で行うものについて、原則として事前に利用者等の承諾を得た上で、インターネット回線を通じたファイル送信やCD-ROM等の記録媒体の受け渡しなど、電磁的方法による対応を認めるものとします。

(3) 経過的指定障害者支援施設等で就労継続支援A型を提供する場合の規定【条例(2)及び(6)】

経過的指定障害者支援施設等において、就労継続支援A型を提供する場合に、厚生労働大臣が定める事項について自ら評価を行い、その結果を公表しなければならない等、指定障害者支援施設同様の規定とします。

4 施行予定日

令和3年7月1日（3 改正の概要の(3)の規定は公布の日）

新旧対照表

別紙

(横浜市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備、運営等の基準に関する条例)

現 行	改 正 案
<p>横浜市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備、運営等の基準に関する条例 平成24年12月横浜市条例第64号</p> <p>目次 (第1章から第16章まで省略) 第17章 雑則 <u>(新設)</u></p>	<p>横浜市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備、運営等の基準に関する条例 令和3年5月横浜市条例第 号</p> <p>目次 (第1章から第16章まで省略) 第17章 雑則 <u>(電磁的記録等)</u></p> <p><u>第206条 指定障害福祉サービス事業者は、作成、保存その他これらに類する行為のうち、この条例において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定されているもの又は想定されるもの(第11条第1項(同条第4項、第44条、第44条の5、第49条、第95条、第95条の6、第123条、第149条、第149条の5、第159条、第159条の5、第172条、第185条、第190条、第194条、第194条の12及び第194条の20において準用する場合を含む。)、第15条(第44条、第44条の5、第49条、第78条、第95条、第95条の6、第110条、第110条の5、第123条、第149条、第149条の5、第159条、第159条の5、第172条、第185条、第190条、第194条、第194条の12、第194条の20、第200条の5、第201条及び第201条の12において準用する場合を含む。)、第54条第1項(同条第3項において準用する場合を含む。)、第104条第1項(第110条の5において準用する場合を含む。)、第198条の3第1項(第201条及び第201条の12において準用する場合を含む。))及び次項に規定するものを除く。)</u>については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機に</p>

現 行	改 正 案
<p>(委任) 第206条 (本文省略)</p>	<p><u>よる情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。</u></p> <p>2 <u>指定障害福祉サービス事業者は、交付、説明、同意、締結その他これらに類する行為 (以下この項において「交付等」という。)のうち、この条例において書面で行うことが規定されているもの又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、当該交付等の相手方が利用者である場合には当該利用者に係る障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、書面に代えて、電磁的方法 (電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によつて認識することができない方法をいう。)によることができる。</u></p> <p>(委任) 第207条 (本文省略)</p>

新旧対照表

(横浜市指定障害者支援施設等の人員、設備、運営等の基準に関する条例)

現 行	改 正 案
<p>横浜市指定障害者支援施設等の人員、設備、運営等の基準に関する条例</p> <p>平成24年12月横浜市条例第65号</p> <p>目次</p> <p>(第1章から第3章まで省略)</p> <p style="padding-left: 40px;">第4章 雑則</p> <p style="padding-left: 40px;"><u>(新設)</u></p>	<p>横浜市指定障害者支援施設等の人員、設備、運営等の基準に関する条例</p> <p>令和3年5月横浜市条例第 号</p> <p>目次</p> <p>(第1章から第3章まで省略)</p> <p style="padding-left: 40px;">第4章 雑則</p> <p style="padding-left: 40px;"><u>(電磁的記録等)</u></p> <p><u>第62条 指定障害者支援施設等は、作成、保存その他これらに類する行為のうち、この条例において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されているもの又は想定されるもの（第12条第1項（同条第4項において準用する場合を含む。）、第16条及び次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。</u></p> <p><u>2 指定障害者支援施設等は、交付、説明、同意、締結その他これらに類する行為（以下この項において「交付等」という。）のうち、この条例において書面で行うことが規定されているもの又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、当該交付等の相手方が利用者である場合には当該利用者に係る障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。）によることがで</u></p>

現 行	改 正 案
<p>(委任)</p> <p>第62条 (本文省略)</p> <p>附 則</p> <p>(第1項から第11項まで省略)</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>(賃金等)</p> <p>12 (本文省略)</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>13 (本文省略)</p> <p>14 (本文省略)</p> <p>15 附則第13項の規定により雇用契約を締結していない利用者それぞれに対し支払われる1月当たりの工賃の平均額は、3,000円を下回ってはならない。</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>(工賃の支払等)</p> <p>16 (本文省略)</p> <p>17 (本文省略)</p> <p>18 (本文省略)</p> <p>19 (本文省略)</p> <p>(実習の実施)</p> <p>20 (本文省略)</p> <p>21 (本文省略)</p>	<p><u>きる。</u></p> <p>(委任)</p> <p>第63条 (本文省略)</p> <p>附 則</p> <p>(第1項から第11項まで省略)</p> <p>12 <u>経過指定障害者支援施設は、就労継続支援A型を提供する場合における就労の機会の提供に当たっては、利用者の就労に必要な知識及び能力の向上に努めるとともに、その希望を踏まえたものとしなければならない。</u></p> <p>(賃金等)</p> <p>13 (本文省略)</p> <p>14 <u>経過指定障害者支援施設は、就労継続支援A型を提供する場合には、生産活動に係る事業の収入から生産活動に係る事業に必要な経費を控除した額に相当する金額が、利用者に支払う賃金の総額以上となるようにしなければならない。</u></p> <p>15 (本文省略)</p> <p>16 (本文省略)</p> <p>17 附則第15項の規定により雇用契約を締結していない利用者それぞれに対し支払われる1月当たりの工賃の平均額は、3,000円を下回ってはならない。</p> <p>18 <u>賃金及び附則第15項に規定する工賃の支払いに要する額は、原則として、自立支援給付をもって充ててはならない。ただし、災害その他やむを得ない理由がある場合は、この限りでない。</u></p> <p>(工賃の支払等)</p> <p>19 (本文省略)</p> <p>20 (本文省略)</p> <p>21 (本文省略)</p> <p>22 (本文省略)</p> <p>(実習の実施)</p> <p>23 (本文省略)</p> <p>24 (本文省略)</p>

現 行	改 正 案
<p>(求職活動の支援等の実施)</p> <p><u>22</u> (本文省略)</p> <p><u>23</u> (本文省略)</p> <p>(職場への定着のための支援等の実施)</p> <p><u>24</u> (本文省略)</p> <p><u>25</u> (本文省略)</p> <p>(利用者及び従業者以外の者の雇用)</p> <p><u>26</u> (本文省略)</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p>	<p>(求職活動の支援等の実施)</p> <p><u>25</u> (本文省略)</p> <p><u>26</u> (本文省略)</p> <p>(職場への定着のための支援等の実施)</p> <p><u>27</u> (本文省略)</p> <p><u>28</u> (本文省略)</p> <p>(利用者及び従業者以外の者の雇用)</p> <p><u>29</u> (本文省略)</p> <p><u>(運営規程)</u></p> <p><u>30</u> <u>経過的指定障害者支援施設は、就労継続支援A型を提供する場合には、当該提供する就労継続支援A型に係る次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する運営規程を定めておかなければならない。</u></p> <p><u>(1) 経過的指定障害者支援施設の目的及び運営の方針</u></p> <p><u>(2) 従業者の職種、員数及び職務の内容</u></p> <p><u>(3) 営業日及び営業時間</u></p> <p><u>(4) 利用定員</u></p> <p><u>(5) 提供する就労継続支援A型の内容（生産活動に係るものを除く。）並びに支給決定障害者から受領する費用の種類及びその額</u></p> <p><u>(6) 提供する就労継続支援A型の内容（生産活動に係るものに限る。）</u>、賃金及び附則第15項に規定する工賃並びに利用者の労働時間及び作業時間</p> <p><u>(7) 通常の事業の実施地域</u></p> <p><u>(8) サービスの利用に当たっての留意事項</u></p> <p><u>(9) 緊急時等における対応方法</u></p> <p><u>(10) 非常災害の対策</u></p> <p><u>(11) 事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合には、当該障害の種類</u></p> <p><u>(12) 虐待の防止のための措置に関する事項</u></p> <p><u>(13) その他運営に関する重要事項</u></p> <p><u>(厚生労働大臣が定める事項の評価等)</u></p> <p><u>31</u> <u>経過的指定障害者支援施設は、就労継続支援A型を提</u></p>

現 行	改 正 案
	<p><u>供する場合には、おおむね1年に1回以上、利用者の労働時間その他の当該経過的指定障害者支援施設の運営状況に関し必要な事項として省令の規定により厚生労働大臣が定める事項について、省令の規定により厚生労働大臣が定めるところにより、自ら評価を行い、その結果をインターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。</u></p>
(経過的指定障害者支援施設に関する読替え)	(経過的指定障害者支援施設に関する読替え)
<u>27</u> (本文省略)	<u>32</u> (本文省略)
(多目的室の経過措置)	(多目的室の経過措置)
<u>28</u> (本文省略)	<u>33</u> (本文省略)
(居室の定員の経過措置)	(居室の定員の経過措置)
<u>29</u> (本文省略)	<u>34</u> (本文省略)
(居室面積の経過措置)	(居室面積の経過措置)
<u>30</u> (本文省略)	<u>35</u> (本文省略)
<u>31</u> (本文省略)	<u>36</u> (本文省略)
<u>32</u> (本文省略)	<u>37</u> (本文省略)
<u>33</u> (本文省略)	<u>38</u> (本文省略)
(ブザー又はこれに代わる設備の経過措置)	(ブザー又はこれに代わる設備の経過措置)
<u>34</u> (本文省略)	<u>39</u> (本文省略)
<u>35</u> (本文省略)	<u>40</u> (本文省略)
(廊下幅の経過措置)	(廊下幅の経過措置)
<u>36</u> (本文省略)	<u>41</u> (本文省略)
<u>37</u> (本文省略)	<u>42</u> (本文省略)
<u>38</u> (本文省略)	<u>43</u> (本文省略)
<u>39</u> (本文省略)	<u>44</u> (本文省略)

新旧対照表

(横浜市障害福祉サービス事業の設備及び運営の基準に関する条例)

現 行	改 正 案
<p>横浜市障害福祉サービス事業の設備及び運営の基準に関する条例</p> <p>平成24年12月横浜市条例第66号</p> <p>目次</p> <p>(第1章から第9章まで省略)</p> <p style="padding-left: 40px;">第10章 雑則</p> <p style="padding-left: 40px;"><u>(新設)</u></p> <p>(委任)</p>	<p>横浜市障害福祉サービス事業の設備及び運営の基準に関する条例</p> <p>令和3年5月横浜市条例第 号</p> <p>目次</p> <p>(第1章から第9章まで省略)</p> <p style="padding-left: 40px;">第10章 雑則</p> <p style="padding-left: 40px;"><u>(電磁的記録等)</u></p> <p><u>第91条 障害福祉サービス事業者は、作成、保存その他これらに類する行為のうち、この条例において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されているもの又は想定されるもの（次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。</u></p> <p><u>2 障害福祉サービス事業者は、交付、説明、同意、締結その他これらに類する行為（以下この項において「交付等」という。）のうち、この条例において書面で行うことが規定されているもの又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、当該交付等の相手方が利用者である場合には当該利用者に係る障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。）によることができる。</u></p> <p>(委任)</p>

現 行	改 正 案
<u>第91条</u> (本文省略)	<u>第92条</u> (本文省略)

新旧対照表

(横浜市地域活動支援センターの設備及び運営の基準に関する条例)

現 行	改 正 案
<p>横浜市地域活動支援センターの設備及び運営の基準に関する条例</p> <p>平成24年12月横浜市条例第67号</p> <p>(第1条から第18条まで省略)</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>(委任)</p> <p>第19条 (本文省略)</p>	<p>横浜市地域活動支援センターの設備及び運営の基準に関する条例</p> <p>令和3年5月横浜市条例第 号</p> <p>(第1条から第18条まで省略)</p> <p><u>(電磁的記録等)</u></p> <p>第19条 <u>地域活動支援センターは、記録、保存その他これらに類する行為のうち、この条例において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されているもの又は想定されるもの（次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。</u></p> <p>2 <u>地域活動支援センターは、説明、同意その他これらに類する行為（以下この項において「説明等」という。）のうち、この条例において書面で行うことが規定されているもの又は想定されるものについては、当該説明等の相手方の承諾を得て、当該説明等の相手方が利用者である場合には当該利用者に係る障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。）によることができる。</u></p> <p>(委任)</p> <p>第20条 (本文省略)</p>

現 行	改 正 案
(賃金等)	<u>その希望を踏まえたものとしなければならない。</u> (賃金等)
<u>12</u> (本文省略)	<u>14</u> (本文省略)
<u>(新設)</u>	<u>15</u> <u>経過的障害者支援施設は、就労継続支援A型を提供する場合には、生産活動に係る事業の収入から生産活動に係る事業に必要な経費を控除した額に相当する金額が、利用者に支払う賃金の総額以上となるようにしなければならない。</u>
<u>13</u> (本文省略)	<u>16</u> (本文省略)
<u>14</u> (本文省略)	<u>17</u> (本文省略)
<u>15</u> 附則第13項の規定により雇用契約を締結していない利用者それぞれに対し支払われる1月当たりの工賃の平均額は、3,000円を下回ってはならない。	<u>18</u> 附則第16項の規定により雇用契約を締結していない利用者それぞれに対し支払われる1月当たりの工賃の平均額は、3,000円を下回ってはならない。
(工賃の支払等)	(工賃の支払等)
<u>16</u> (本文省略)	<u>19</u> (本文省略)
<u>17</u> (本文省略)	<u>20</u> (本文省略)
<u>18</u> (本文省略)	<u>21</u> (本文省略)
<u>19</u> (本文省略)	<u>22</u> (本文省略)
(実習の実施)	(実習の実施)
<u>20</u> (本文省略)	<u>23</u> (本文省略)
<u>21</u> (本文省略)	<u>24</u> (本文省略)
(求職活動の支援等の実施)	(求職活動の支援等の実施)
<u>22</u> (本文省略)	<u>25</u> (本文省略)
<u>23</u> (本文省略)	<u>26</u> (本文省略)
(職場への定着のための支援等の実施)	(職場への定着のための支援等の実施)
<u>24</u> (本文省略)	<u>27</u> (本文省略)
<u>25</u> (本文省略)	<u>28</u> (本文省略)
(利用者及び職員以外の者の雇用)	(利用者及び職員以外の者の雇用)
<u>26</u> (本文省略)	<u>29</u> (本文省略)
<u>(新設)</u>	<u>(厚生労働大臣が定める事項の評価等)</u>
	<u>30</u> <u>経過的障害者支援施設は、就労継続支援A型を提供する場合には、おおむね1年に1回以上、利用者の労働時間その他の当該経過的障害者支援施設の運営状況に関し</u>

現 行	改 正 案
<p>(経過的障害者支援施設に関する読替え)</p> <p><u>27</u> (本文省略)</p> <p>(多目的室の経過措置)</p> <p><u>28</u> (本文省略)</p> <p>(居室の定員の経過措置)</p> <p><u>29</u> (本文省略)</p> <p>(居室面積の経過措置)</p> <p><u>30</u> (本文省略)</p> <p><u>31</u> (本文省略)</p> <p><u>32</u> (本文省略)</p> <p><u>33</u> (本文省略)</p> <p>(ブザー又はこれに代わる設備の経過措置)</p> <p><u>34</u> (本文省略)</p> <p>(廊下幅の経過措置)</p> <p><u>35</u> (本文省略)</p> <p><u>36</u> (本文省略)</p> <p><u>37</u> (本文省略)</p>	<p><u>必要な事項として省令の規定により厚生労働大臣が定める事項について、省令の規定により厚生労働大臣が定めるところにより、自ら評価を行い、その結果をインターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。</u></p> <p>(経過的障害者支援施設に関する読替え)</p> <p><u>31</u> (本文省略)</p> <p>(多目的室の経過措置)</p> <p><u>32</u> (本文省略)</p> <p>(居室の定員の経過措置)</p> <p><u>33</u> (本文省略)</p> <p>(居室面積の経過措置)</p> <p><u>34</u> (本文省略)</p> <p><u>35</u> (本文省略)</p> <p><u>36</u> (本文省略)</p> <p><u>37</u> (本文省略)</p> <p>(ブザー又はこれに代わる設備の経過措置)</p> <p><u>38</u> (本文省略)</p> <p>(廊下幅の経過措置)</p> <p><u>39</u> (本文省略)</p> <p><u>40</u> (本文省略)</p> <p><u>41</u> (本文省略)</p>